

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小中学校の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の体位向上及び情操教育の推進に資するとともに、大会に参加する児童生徒の保護者等の経済的負担軽減を図るため、教育活動の一環として児童生徒を各種大会等（以下「大会」という。）に派遣することに要する費用に対して、予算の範囲内において石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、次の大会に参加する児童生徒及び引率教員（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 中学校総合体育大会
- (2) 中学校新人総合体育大会
- (3) 県大会以上の音楽コンクール等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める大会

2 前項第3号及び第4号の大会は、国若しくは地方公共団体又は公共的団体その他市長が適当と認める者が主催又は共催し、かつ、営利を目的としない大会に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、宮城県から当該大会に係る旅費及び宿泊費を支給された引率教員については、交付対象としない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が大会に参加するために要する別表第1に掲げる経費とする。ただし、大会主催者等から補助対象経費に対し補助がある場合は、当該補助に相当する額を補助対象経費の額から除くものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額に別表第2に掲げる大会区分に応じた補助率を乗じて得た額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、大会に参加する児童生徒及び引率教員が在籍する小中学校の学校長（以下「学校長」という。）が行うものとし、大会終了後速やかに石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、学校長に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分		補助対象経費
交通費	公共交通機関を利用する場合	最も経済的と認める経路及び手段により移動した場合の往復運賃の実費相当額とする。
	貸切りバスを利用する場合	必要最低限の仕様及び台数を利用して移動した場合の有料道路代を除く借上料とする。ただし、公共交通機関を利用した場合と比較し、経済的かつ合理的と判断される場合に限る。
宿泊費		宿泊に要した実費相当額で、6,000円を上限とする。ただし、出場する大会の開催要項等に協定宿泊料の定めがある場合は、その協定宿泊料とする。
楽器輸送費		楽器輸送に係る経費の実費相当額とする。

別表第2（第3条関係）

大会区分		補助対象経費	補助率
中学校総合体育大会及び中学校新人総合体育大会	石巻地区大会	交通費	75パーセント
	宮城県大会	交通費	
	東北大会	交通費及び宿泊費	
	全国大会	交通費及び宿泊費	
音楽コンクール等	宮城県大会	交通費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント
	東北大会	交通費及び宿泊費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント
	全国大会	交通費及び宿泊費	75パーセント
		楽器輸送費	100パーセント

- 備考
- 1 体育に関する東北大会及び全国大会については、同一競技につき、原則として当該年度1回を限度として補助金を交付する。
 - 2 全国大会及び東北大会が宮城県内で開催される場合は、宮城県大会の区分に準じて補助金を算定する。